

令和 8 年 9 月 28 日

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉局子供・子育て支援部

認証・認可外保育施設担当課長

野村 文和

(公印省略)

令和 8 年度認可外保育施設運営状況報告の提出について (依頼)

標記の件について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項及び第 59 条の 2 の 5 並びに認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和 57 年 6 月 15 日付 56 福児母第 990 号）第 7 条の規定に基づき、下記のとおり御報告をお願いします。

記

1 報告形式

原則、**電子報告**としてください。

やむを得ず電子報告が難しい場合のみ書面報告を可とします。

※作成に当たっては「運営状況報告作成要領」を御確認ください。

※メールによる提出は受付できません。

※書面報告の場合は、以下の URL より運営状況報告（別記第 4 号様式（施設）【R8.4.1 改正】）及び職員名簿をダウンロードの上、作成し提出してください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-jigyousha/houkoku.html>

※報告形式の併用（提出書類の一部を電子報告、一部を書面報告で提出）は不可です。

2 報告書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

3 提出先

(1) 電子報告の場合

SDX 子供・子育て事業者ポータル（子子部ポータル）から提出してください。

※子子部ポータルにログインし、必要事項を入力し、上記報告書類のデータを添付してください。

ログインサイト <https://kodomo-kosodate-portal.metro.tokyo.lg.jp/s/login/>

※提出方法は、「子子部ポータル操作マニュアル(運営状況報告提出用)」を御確認ください。

SDX 子供・子育て事業者ポータル（子子部ポータル）からの提出が難しい場合は、以下の URL から提出してください。

<https://logoform.jp/form/tmgform/435092>

(2) 書面報告の場合

別紙「提出書類一覧」を所定部数、郵送にて提出してください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第一本庁舎 30 階南側 東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課民間保育援助担当

4 報告の基準日

令和8年10月1日（木曜日）

※休業日等のため当該基準日に運営しなかった場合は、直後に運営した日を基準日としてください。

5 報告期限

令和8年11月6日（金曜日）※厳守

6 その他

(1) 変更事項の届出について

次のアからエに掲げる届出事項に変更が生じた場合は、認可外保育施設事業内容等変更届により速やかに届け出てください。

※子ども部ポータルにログインし、必要事項を入力してください。

ログインサイト <https://kodomo-kosodate-portal.metro.tokyo.lg.jp/s/login/>

ア 施設の名称及び所在地

イ 設置者の氏名（名称）及び住所（所在地）

ウ 管理者（施設長）の氏名及び住所

エ 建物その他の設備の規模及び構造

(2) 休止中又は廃止済の施設について

令和8年10月1日時点で休止中又は廃止済の施設からの報告は不要です。

※「認可外保育施設休止・廃止届」が未届の場合は速やかに届け出てください。

【問合せ先】

東京都福祉局子供・子育て支援部

保育支援課民間保育援助担当

電話：03-5320-4131

メール：ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp

提出書類一覧

No.	提出書類	部数 (書面報告の場合)	(※)
1	運営状況報告（別記第4号様式）・職員名簿	3部	◎
2	配置図（隣接している建物、接道がわかるもの）	3部	◎
3	平面図（保育室の有効面積、出入口、避難経路を記入すること）	3部	◎
4	シフト表	3部	◎
5	有資格者（保育士、看護師等）の資格が確認できる書類の写し	1部	◎
6	研修受講証の写し（※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は <u>必須</u> ）	1部	○
7	入所児童に関する保険の契約書類（保険証書）の写し	1部	○
8	料金表	1部	○
9	パンフレット、しおり	1部	○
10	企業主導型保育事業助成決定通知書 （助成決定を受けている場合のみ）	1部	○

※「◎」：必須

「○」：提出できる場合のみ

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

2 法的根拠

認可外保育施設についても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に協力いただくこととなっています。(児童福祉法第 59 条第 1 項、第 59 条の 2 の 5)

正当な理由がないのに報告をしないこと、虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は、罰則が適用されます。(児童福祉法第 62 条第 7 号)

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、都道府県知事は、別に定められた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行います。

児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告を行い、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができると規定されています。(児童福祉法第 59 条第 3 項～第 6 項)

4 改善措置

施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生主管部局等においても、消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意してください。

5 その他

次のような事例が生じた場合は、速やかに都まで御報告ください。

(1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において以下の事故・事案が生じた場合

ア 死亡事故

イ 意識不明事故

ウ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

エ 自動車への置き去り

オ 食中毒事案

カ 園外活動時等における迷子、置き去り、連れ去り等の事案

キ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)

(2) 24 時間継続して概ね 5 日間以上施設に滞在している児童がいる場合

※詳細は「認可外保育施設に対する指導監督要綱」を御確認ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/shidoukantoku-kijun/youkou050401.html>